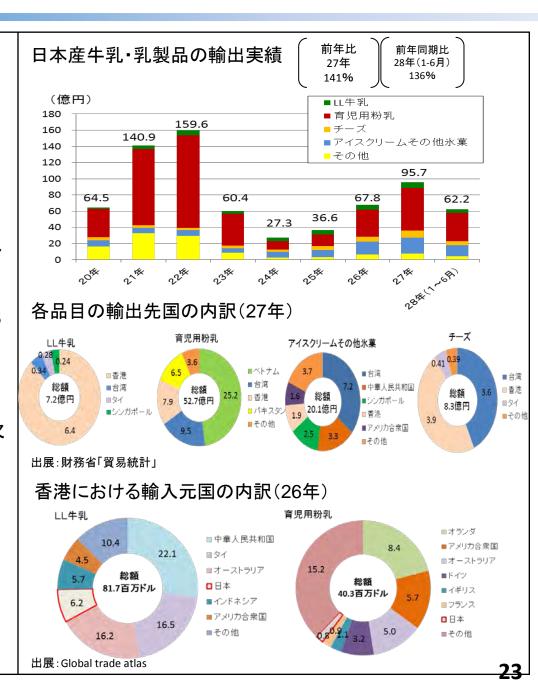
4 牛乳・乳製品輸出の現状(輸出実績)

○ 牛乳乳製品の輸出額は、近隣のアジア諸国向けの育児用 粉乳やLL牛乳等の輸出を中心に、平成22年には約160億円 となったものの、22年の口蹄疫や23年の東日本大震災に伴 う原発事故等により大幅に減少

その後、輸出額は回復傾向にあり、平成27年の輸出額は 約96億円

- 輸出額では育児用粉乳が最も多く、ベトナム・台湾等を中心に輸出されているほか、香港向けLL牛乳や台湾・中国・シンガポール向けアイスクリームなどが多い。
- 香港のLL牛乳の輸入元は、中国、オーストラリア、タイで5 割以上を占めており、日本はこれらに次いで4位となってい る。
- 香港の牛乳市場は、他国産との競合が激しく、市場規模も ほぼ横ばいとなっており、輸出拡大にはシェア獲得が不可欠



4 牛乳・乳製品輸出の現状(輸出強化力戦略)

- 〇 農林水産物の輸出額1兆円の目標達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月策定)に沿って、以下の取組等を実施。
- この中で乳製品については、
 - 香港、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナムを 国別戦略重点国とし、これらの国を中心に輸出を推進
 - ・ 強みを活かした輸出戦略・体制の確立(平成30年度までに 全ての重点国・地域において市場調査を実施し、現地の日 系小売業者等と連携した円滑な市場開拓等を支援)
 - ・ 技術的課題の解決(牛乳の賞味期限を延長し、新鮮さを活かした輸出が可能な体制の整備等)



○乳製品の国別戦略重点国 香港、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム

(参考)農協改革の考え方

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)の概要について (農協法関係部分を抜粋及び農協法第10条の2を付記)

Ⅱ 法律の概要

- 1 農業協同組合法の一部改正
- (1)組合の事業運営原則の明確化

農協及び農協連合会(以下「組合」という。)は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとするとともに、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。(第7条関係)

(2)組合の自主的組織としての組合の運営の確保

組合は、事業を行うに当たって、組合員に利用を強制してはならないものとする。 (第10条の2関係)

〇農業協同組合法(昭和22年法律第132号) 抄

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

(3)理事等の構成

理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないものとする。 (第30条第12項関係)

(4)組合の組織変更等

組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。(第70条の2から第70条の8まで、第4章第1節から第4節まで関係)

(5)農業協同組合中央会制度の廃止

中央会制度は廃止し、法施行後3年6月の間に、都道府県中央会は農協連合会に、全国中央会は一般社団法人に、それぞれ移行することができるものとする。(旧第3章、附則第9条から第27条まで関係)

(6)信用事業を行う農業協同組合等の会計監査人の設置

一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けなければならないものとし、新制度への 移行に当たって、政府は適切な配慮を行うものとする。(第37条の2、附則第50条関係)